1. 総合計画策定の主旨

地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と規定されている。

本市では、平成12年12月に第3次高砂市総合計画を策定し、めざすべき都市の将来像を「市民がつくる 活力とやさしさはぐくむ交流のまち高砂」と定め、その実現を目指して各種施策を展開し、まちづくりを推進してきた。

この総合計画の目標年次が、平成22年度に迫っており、また、近年における市民意識の多様化、国際化、少子・高齢化等の急激な進展により、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、市民生活における価値観や生活様式に多大な影響を与えており、行政にとって新たな課題が生じてきている。

このような状況を踏まえ、市民と行政が一体となって現代にふさわしい まちづくりを推進していくために、将来行動の指針として「第4次高砂市 総合計画」を策定するものである。

2. 総合計画の目標年次と構成

(1) 目標年次

第4次総合計画の目標年次は、平成32年度とする。

(2) 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階に区分して策定する。

ア 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像及び基本理念を定め、その実現のための施策の大綱を示すものである。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、大綱を具体的に推進するための基本的施策を、総合的かつ体系的に定めるものである。

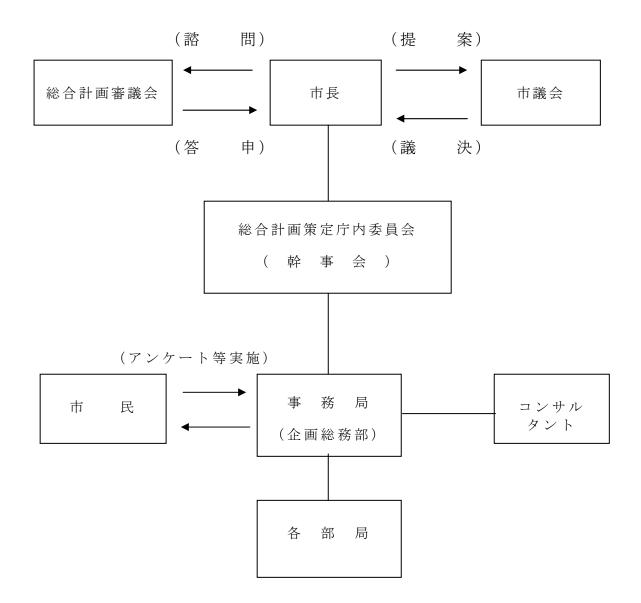
計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。 ただし、社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間の前半が経 過した時点で、この計画を見直すこととする。

ウ 実施計画

基本計画において方向づけられたものを、確実かつ効率的に実行していくため、具体的な施策を明らかにするものであり、その計画期間は3年間とし、2年単位でローリングを行うものとする。

3. 総合計画策定の組織体制と機能

(1) 総合計画策定の組織体制は次のとおりとする。



- (2) 総合計画の策定における各組織の機能は次のとおりとする。
 - ア 審議会は、条例に基づき設置され、委員30人以内で組織する。 委員は、知識経験を有する者及び市民の中から、市長が委嘱する。 総合計画の策定にあたっては、市長からの諮問により、基本構想 について審議を行い、答申を行うものである。
 - イ 内部委員会としての庁内委員会は、各部長で構成し、基本構想、 基本計画の原案の審議、政策会議への報告案の作成等をおこなう。 幹事会は、各部次長級職員で構成し、各部局内の意見調整と、審 議会、又は審議会に設置を予定される専門部会等において、各担当 事業分野での質疑応答に対応するとともに、基本構想、基本計画の 原案の審議を行い、庁内委員会への報告案の作成をおこなう。
 - ウ 事務局は、企画総務部企画政策課に置き、基礎調査及び、市民意 識調査の実施、基本構想原案の作成、及び取りまとめ、基本計画原 案の取りまとめ、審議会の事務局並びに庁内委員会、幹事会の事務 局として、コンサルタントのサポートを受けて、各部局との調整を 図りながら総合計画の策定をおこなう。

4. 市民参画

市民とともに策定する総合計画とするため、ホームページ及び広報紙等を活用して情報の提供を行うとともに、以下の項目を実施し、計画全般にわたり幅広く市民の意見や提言を反映させる。

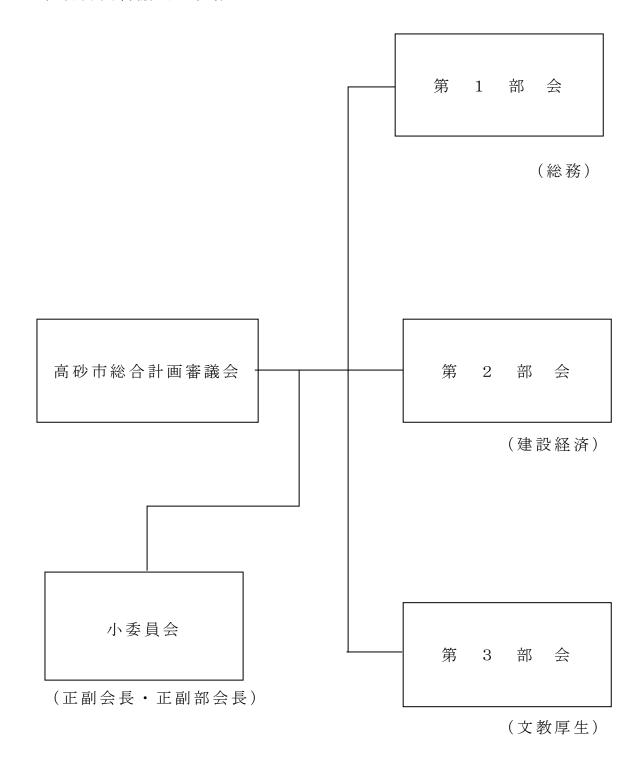
- (1) 審議会への委員公募
- (2) 市民アンケート・事業所アンケートの実施
- (3) 子供たちの意見募集
- (4) 市民意見公募(パブリックコメント)の実施
- (5) 地区別懇談会の開催

5. 総合計画策定の基本方針

総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的とするものであることを踏まえ、次のとおり策定の基本方針を定める。

- (1) 市民との協働による計画づくり 計画の策定段階で市民と行政が一体となって計画づくりを行う。 市民の意見を的確に把握し、計画に反映させていく。
- (2) 実現性・実効性の確保 社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの多様化を把握し、 求められるまちづくりに対応する施策の選択と重点的な施策展開を図 ることにより、実現性と実効性の高い計画の策定に努める。
- (3) わかりやすい計画 目標や指標を掲げ、市民にわかりやすい計画をめざす。
- (4) 高砂らしさを活かしたまちづくり 高砂市の独自性を発揮できる、地域特性を活かした魅力あるまちづ くりをめざす。
- (5) 他の計画等との関連性の確保 国、県などの上位計画との整合性を図るとともに、市の個別計画 との整合性と体系化を図る。
- (6) 進行管理と評価システムの構築 計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたか、それぞれの事業が どのくらい貢献したかを評価し、その結果を次の事務事業の企画や実 施、予算配分等に反映していく仕組みをめざす。

6. 総合計画審議会の組織



7. 総合計画策定スケジュール

